

障がい者虐待について

池田市・箕面市・豊能町・能勢町広域福祉課



未然防止・早期発見、通報義務

●虐待に対する意識改革

- いつでも、どこでも虐待は起こりうる
- 職員の自覚がなくても、利用者が言わなくても・・・
- 気づかない感性、見て見ぬふりこそが問題
- 事業所内部で、虐待か否かを勝手に判断しない



障がい者とは...

- 障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- 障がい者手帳を取得していない場合も含まれる。ここでいう障がい者には、18歳未満のものも含まれる。



障がい者虐待に該当する場合 (障がい者虐待防止法第2条2項)

養護者

- 障がい者を現に養護する者であって、障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの。障がい者の家族、親族、同居人等が該当。
- ※18歳未満の障がい児に対する虐待は、児童虐待防止法が適用。

障害者福祉施設従事者等

- 障害者総合支援法等に規定する障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業、児童福祉法に規定する障がい児通所支援事業等に係る業務に従事する者

使用者

- 障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者



虐待の類型

区分	内容
身体的虐待	身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない拘束
性的虐待	わいせつな行為をすること、させること
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動
放棄・放置	衰弱させるような減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること
経済的虐待	不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること



<身体拘束について>

障がい福祉サービス等の運営基準

身体拘束の禁止

○障がい福祉サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

○やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定される

やむを得ず身体拘束を行う時の留意点

3要件＋4（プラスフォー）

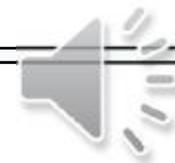
3要件

- ①切迫性 ⇒ 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 ⇒ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 ⇒ 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

＋

手続きの4原則

- ①組織として検討・決定 ⇒ 個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある。
- ②個別支援計画に記載 ⇒ 身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。
- ③本人・家族への説明 ⇒ 利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要である。
- ④記録の作成 ⇒ 実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。



〈身体拘束等の適正化の推進〉

【運営基準】

- ①身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施。

【減算の取り扱い】

運営基準の①～④を満たしていない場合、減算を適用。
(身体拘束廃止未実施減算5単位/日)



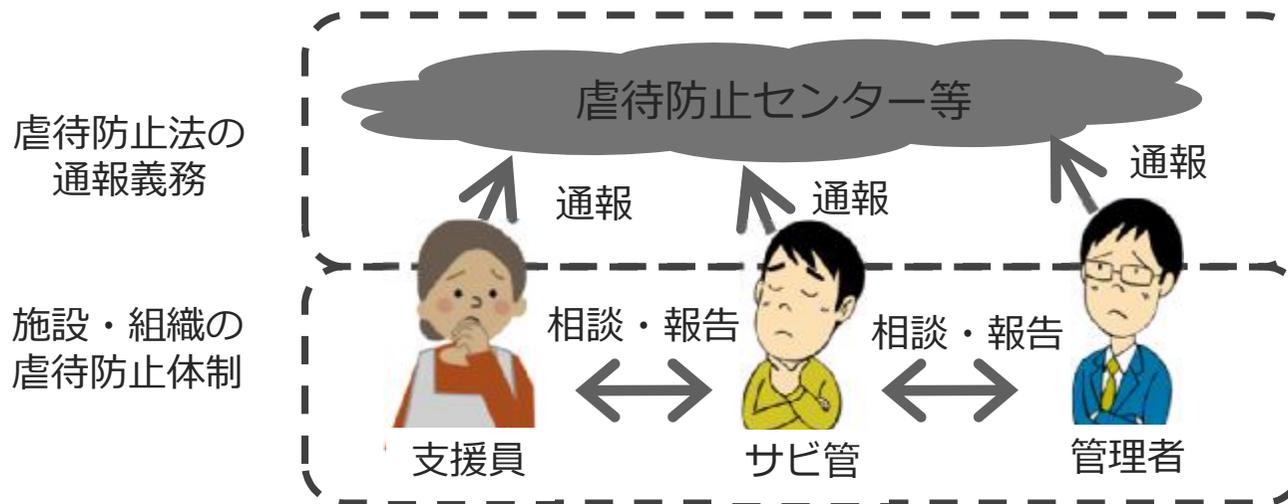
障害者虐待防止法の要点：通報義務

通報義務が前提にある法律

原理：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない（第三条）

通報義務：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」（第十六条）
→通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

早期発見：福祉に業務上関係のある団体並びに福祉に職務上関係のある者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない（第六条）

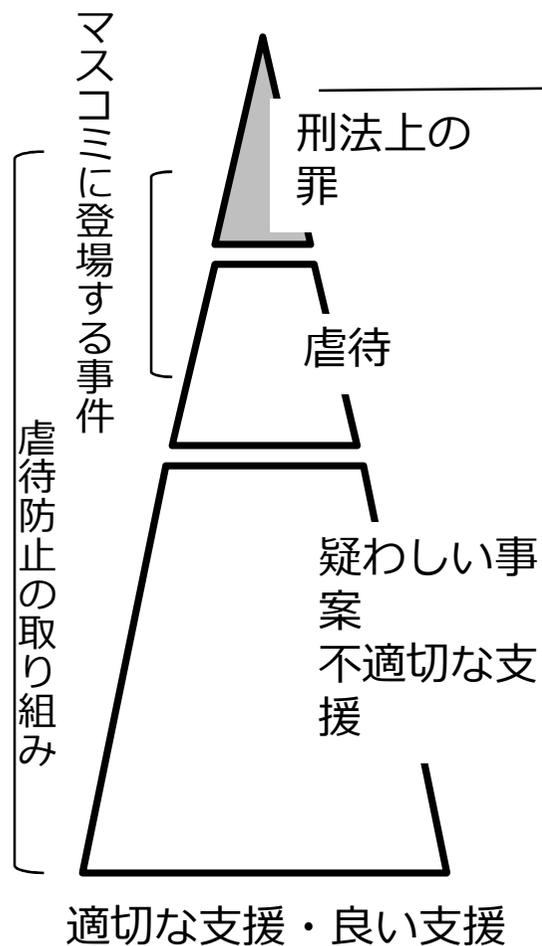


法遵守ならびに施設・組織の虐待防止体制が十分なら速やかに管理者から通報！



虐待防止法は「刑法上の罪」を問うわけではない

障害者虐待防止法には、虐待を行った者への罰則が記されていません。どうしてでしょう？



①身体的虐待

第199条殺人罪

第204条傷害罪

第208条暴行罪

第220条逮捕監禁罪

②性的虐待

第176条強制わいせつ罪

第177条強制性交等罪

第178条準強制わいせつ

準強制性交等罪

③心理的虐待

第222条脅迫罪

第223条強要罪

第230条名誉毀損罪

第231条侮辱罪

④放棄・放置

第218条保護責任者遺棄罪

⑤経済的虐待

第235条窃盗罪

第246条詐欺罪

第249条恐喝罪

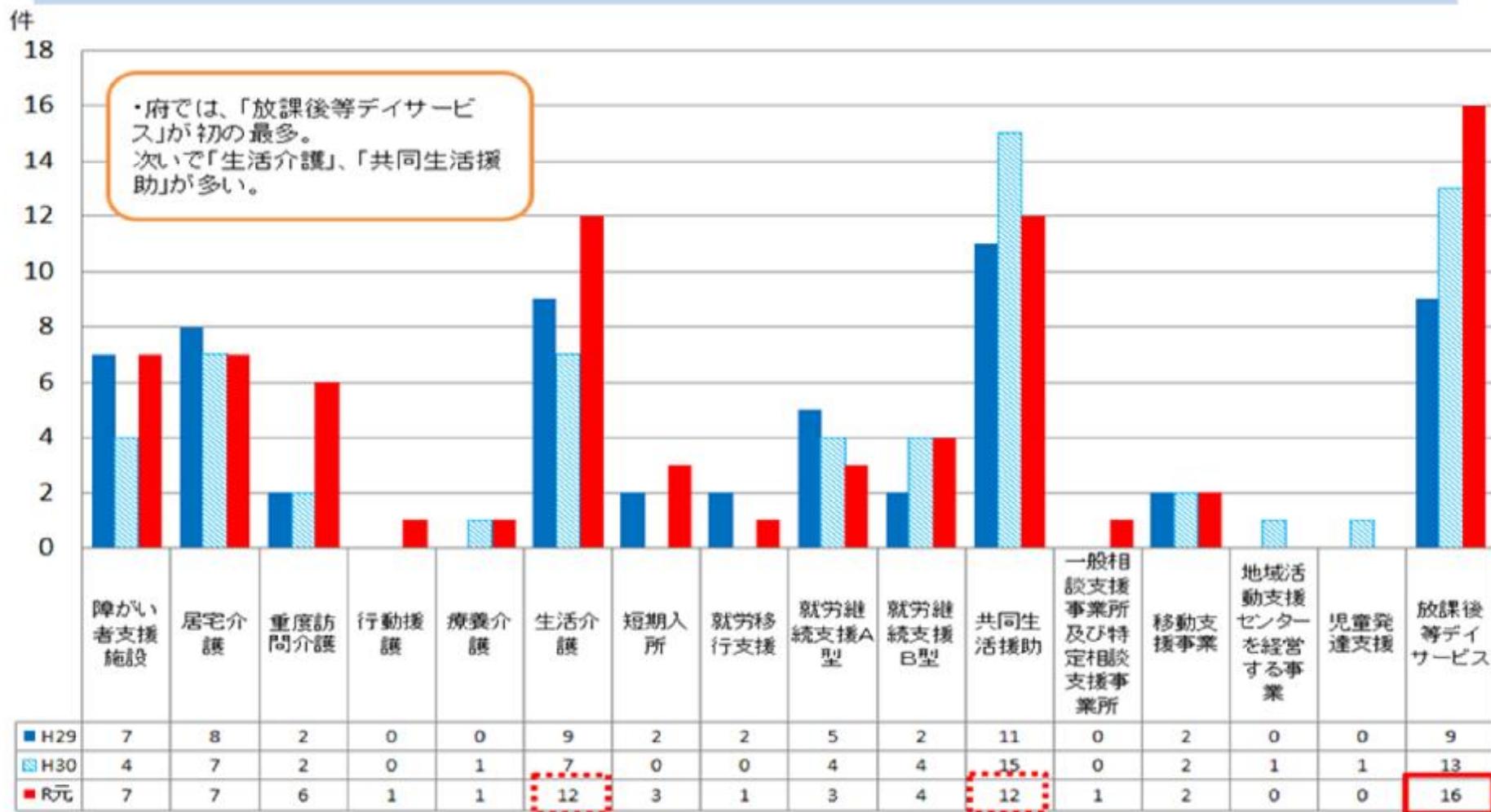
第252条横領罪

そもそも虐待防止法は、重大な事件になる前の小さな芽の段階で事態を発見し、適切な対策を講じ、障がい者の尊厳を守り、充実した生活が送れるようにすることが目的。



＜施設従事者等による虐待＞

虐待が認められた障がい福祉サービス事業所種別



※対象の3か年において、1件以上該当あった事業所種別のみ記載。



2. 虐待防止のための組織体制

I 管理者の責務

虐待防止の責任者

管理者の強い意志と姿勢が重要

I 組織としての取組みが重要

責任や役割の明確化

(従業員や利用者、家族等にも周知できているか?)

実効性のある体制整備

虐待防止委員会を設置の義務化

- ①従業員への研修実施の義務化
- ②委員会での検討結果を従業員に周知徹底の義務化
- ③虐待の防止等のための責任者の設置



虐待防止 委員会組織図 の例

虐待防止委員会

委員長: 管理者
委員: 虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携 等

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等

職員

職員

職員

3. 具体的な虐待防止の取組み(1)

●研修

- ・支援スキルを高めるための研修等

●行動指針、虐待防止マニュアル、掲示物など

- ・日頃の支援を振り返りながら、全職員が関わって作成

●虐待防止チェックリストの活用

- ・未然防止、早期発見にも有効、職員間の認識のズレを確認

●事故・ヒヤリハット報告、苦情・相談記録の活用

- ・小さな「不適切な支援」も見過ごさない習慣づけ
- ・「虐待の芽」が隠れている可能性大



3. 具体的な虐待防止の取組み(2)

●風通しの良い職場づくり

- ・上司や先輩、同僚に相談しやすい雰囲気はあるか
- ・担当に任せきりにせず、支援上の課題等をみんなで共有
- ・職員の心のコンディションに注意を払っているか

●外部の目の活用

- ・ボランティアや実習生の導入、地域との交流、第三者評価

●成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用 等

- ・判断能力が十分でない人の支援



< 参考 >

○【大阪府 障害者虐待防止法 関連HP】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=40349>

○【厚生労働省 障害者虐待防止法 関連HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

○【厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室】

令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00005.html

○【厚生労働省 大臣官房地方課企画室】

令和元年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00005.html

～ご清聴ありがとうございました～

